

平成30年3月の主な動き、取組

1 雇用失業情勢への対応（平成30年1月内容）

有効求人数	41,099人	対前年同月比	10.4%増(41か月連続の増加)
有効求職者数	30,417人	対前年同月比	2.7%減(4か月ぶりの減少)
有効求人倍率	1.26倍	対前月	0.01P減

- ・ 各種支援事業、求職者支援制度、各種助成金などの活用による就職促進
- ・ 積極的な求人開拓の実施
- ・ 若者、女性、障害者、高年齢者の就職実現

2 「精神障害者雇用促進キャンペーン」を実施中

平成30年4月から障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わり法定雇用率が引上げられることから、2月、3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」と定め、地域の主要経済団体や事業主の方に対し、精神障害者をはじめとする障害者の積極的な雇用の勧奨など周知啓発に取り組んでいます。

3 「ユースエール認定式」を開催

ユースエール認定制度は、若者雇用促進法に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業を厚生労働大臣が認定する制度で、平成30年3月14日(水)鹿児島労働局において、「ユースエール認定式」を5社合同で開催します。

4 平成29年度メンタルヘルス自主点検結果

鹿児島労働局では、県内の事業場に対して、メンタルヘルス対策の取組状況について、自主点検の実施を依頼し、取りまとめを行ったところ、メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場の割合は、全体で68.3%であり、事業場を労働者数の規模別で見ると50人以上では、96.5%であるのに対し、50人未満では、54.0%に止まっております。

鹿児島労働局では、引き続き、関係団体と緊密に連携を図り、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の一層の取組促進に努めてまいります。

5 国家公務員採用一般職採用試験及び労働基準監督官試験の受験勧奨

鹿児島労働局では、大学における講義、大学・専門学校主催の就職説明会等での業務説明、大学・専門学校等の就職支援担当への受験勧奨の実施などを通じて、学生の労働行政に対する関心を高め、受験申込者数を増やす取組を実施しており、今後も継続していく予定であります。

また、学生が就職先を決定するに当たって保護者の理解も重要であることから、県主催の保護者を対象とする地元企業説明会に鹿児島労働局も参画し、業務内容等の説明を実施して、労働行政に対する関心を高める取組を行っています。

6 平成30年度労働基準監督官試験の実施

平成30年度労働基準監督官試験の第一次試験が平成30年6月10日（日）に実施されますが、鹿児島市が第一次試験の試験地となっております。

1月の有効求人倍率は1.26倍で、前月を0.01ポイント下回り、統計開始以来、過去2番目となる

鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.26倍となり、前月を0.01ポイント下回りました。

新規求人倍率(同)は1.78倍となり、前月を0.03ポイント下回りました。

正社員有効求人倍率(原数値)は0.92倍となり、前年同月(0.77倍)を0.15ポイント上回りました。

新規求人数(同)は前年同月に比べ、3.3%増と18か月連続で増加しました。

産業別では、前年同月に比べ、建設業(14.8%増)は2か月連続の増加、製造業(6.5%増)は15か月連続の増加、運輸業、郵便業(4.7%減)は3か月ぶりの減少、卸売業、小売業(4.5%減)は2か月ぶりの減少、宿泊業、飲食サービス業(10.7%増)は2か月連続の増加、医療、福祉(8.5%増)は27か月連続の増加、他のサービス業(17.2%減)は6か月ぶりの減少となりました。

新規求職者数(同)は前年同月に比べ2.0%減と2か月ぶりの減少となりました。

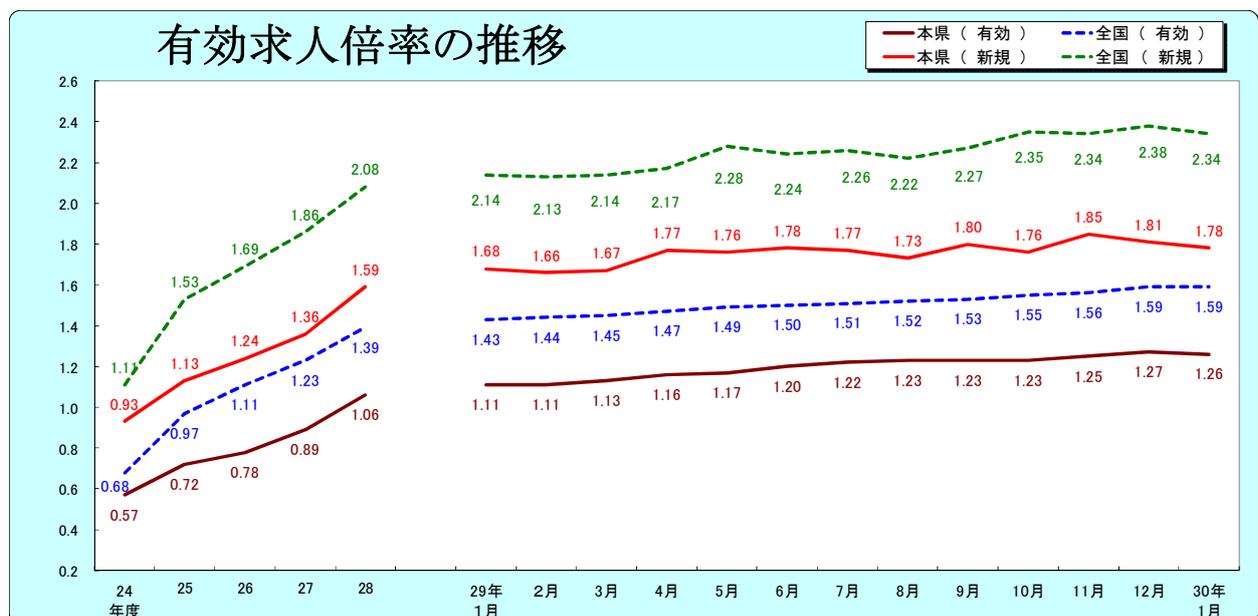
新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(13.2%増)は6か月連続の増加、離職求職者(8.0%減)は2か月ぶりの減少、無業求職者(9.8%減)は12か月連続の減少となりました。

離職求職者の内訳では、事業主都合離職者(7.2%減)は2か月ぶりの減少、自己都合離職者(7.3%減)は3か月連続の減少となりました。

政府の1月の月例経済報告では、個人消費、雇用情勢は上方修正され、設備投資、輸出、生産、企業収益、消費者物価については、いずれの項目も据え置かれました。景気の基調判断は、「緩やかな回復基調が続いている」から「緩やかに回復している」と、上方修正されました。また、雇用情勢は「改善している」から「着実に改善している」と上方修正されました。

鹿児島県の雇用情勢は、有効求人倍率(季節調整値)が21か月連続で1倍台となり、有効求人数(原数値)が、41か月連続で前年同月を上回り、昭和38年4月の統計開始以来、1月としては過去最高となるなど、全体としては企業の採用意欲は高く、引き続き改善傾向にあるものの、産業により求人の増減にばらつきがみられることから、今後の求人・求職の動きには注視が必要と思われます。

鹿児島労働局では、現下の雇用情勢に適切に対応するため、若者・女性・障害者・高齢者の就業実現、地域の実情を踏まえた公共職業訓練や求職者支援訓練の推進、就職困難者等すべての求職者の就労に向けた重層的なセーフティネットの構築による就労・生活支援対策に積極的に取り組み、今後とも一層効果的な行政の展開に努めてまいります。

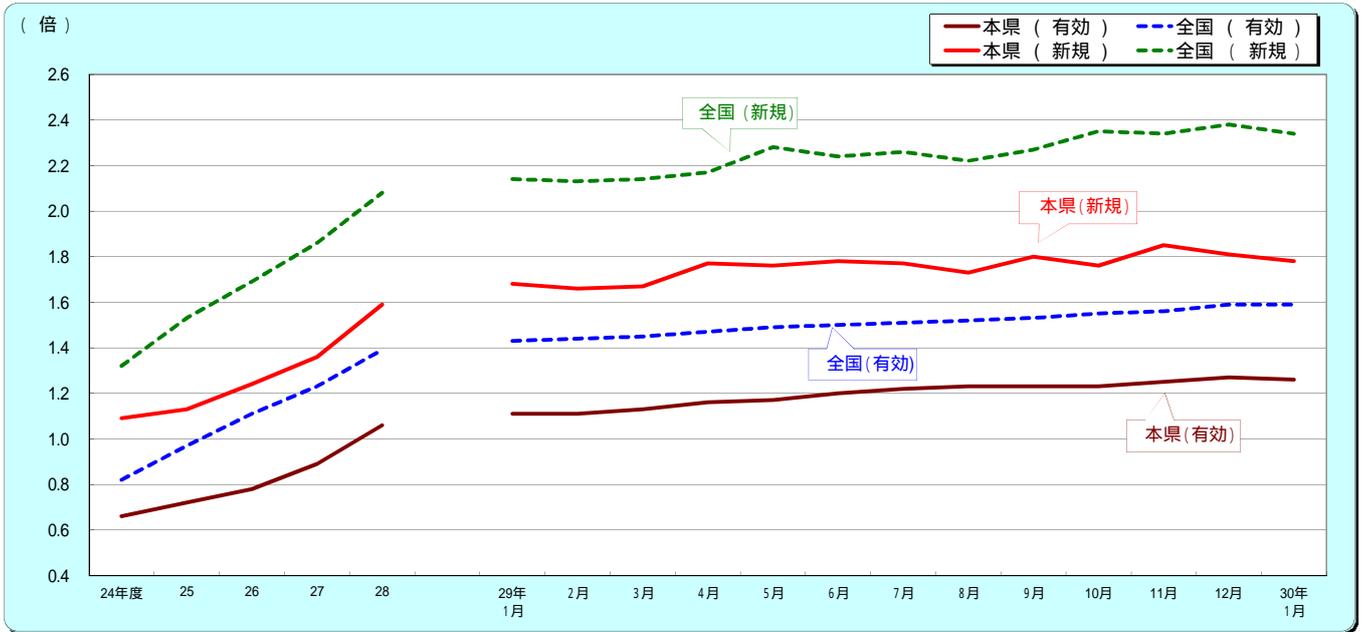


最近の雇用失業情勢 (平成30年 1月分)

概況

鹿児島県の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.26倍となり、前月を0.01ポイント下回った。
なお、全国の1月の有効求人倍率(季節調整値)は1.59倍となり、前月と同水準となった。

1. 求人倍率の推移(パートを含む、年度平均は原数値、各月は季節調整値)



	24年度	25	26	27	28	29年1月	2月	3月	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	30年1月	
有効求人倍率	本県	0.66	0.72	0.78	0.89	1.06	1.11	1.11	1.13	1.16	1.17	1.20	1.22	1.23	1.23	1.23	1.25	1.27	1.26
	全国	0.82	0.97	1.11	1.23	1.39	1.43	1.44	1.45	1.47	1.49	1.50	1.51	1.52	1.53	1.55	1.56	1.59	1.59
新規求人倍率	本県	1.09	1.13	1.24	1.36	1.59	1.68	1.66	1.67	1.77	1.76	1.78	1.77	1.73	1.80	1.76	1.85	1.81	1.78
	全国	1.32	1.53	1.69	1.86	2.08	2.14	2.13	2.14	2.17	2.28	2.24	2.26	2.22	2.27	2.35	2.34	2.38	2.34

*29年12月以前の各月の季節調整値(下線部分)は季節調整値替済み

2. 求人の動き(パートを含む、原数値)

1月の新規求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ3.3%増と18ヶ月連続の増加となった。

1月の新規求人数(同)を産業別に前年同月比でみると、【建設業】(14.8%増)は2ヶ月連続の増加、【製造業】(6.5%増)は15ヶ月連続の増加、【運輸業、郵便業】(4.7%減)は3ヶ月ぶりの減少、【卸売業、小売業】(4.5%減)は2ヶ月ぶりの減少、【宿泊業、飲食サービス業】(10.7%増)は2ヶ月連続の増加、【医療、福祉】(8.5%増)は27ヶ月連続の増加、【サービス業】(17.2%減)は6ヶ月ぶりの減少となった。

1月の有効求人数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ10.4%増と41ヶ月連続の増加となった。

新産業分類	平成28年度 (月平均)		平成29年						平成30年	
	10月	11月	12月	1月	2月	3月	4月	5月	6月	
新規求人数	13,305	(8.7)	15,374	(14.4)	14,971	(12.4)	13,587	(16.6)	15,637	(3.3)
D 建設業	1,026	(22.4)	1,326	(24.6)	1,031	(1.3)	1,173	(20.9)	1,292	(14.8)
E 製造業	1,221	(8.3)	1,747	(41.2)	1,311	(21.4)	1,411	(22.7)	1,515	(6.5)
H 運輸業、郵便業	599	(14.9)	642	(3.7)	773	(1.2)	566	(37.7)	528	(4.7)
I 卸売業、小売業	2,205	(7.9)	2,348	(4.1)	2,476	(1.8)	1,962	(21.3)	2,459	(4.5)
M 宿泊業、飲食サービス業	1,142	(13.7)	1,348	(19.5)	966	(12.6)	1,049	(3.5)	1,487	(10.7)
P 医療、福祉	3,583	(12.7)	4,110	(18.2)	3,880	(8.3)	3,794	(12.6)	4,389	(8.5)
R サービス業(他に分類されないもの)	1,446	(8.9)	1,541	(10.2)	1,970	(36.9)	1,339	(8.8)	1,393	(17.2)
有効求人数	35,974	(11.6)	41,368	(13.9)	41,611	(14.5)	40,741	(16.4)	41,099	(10.4)

3. 求職の動き(パートを含む、原数値。但し、「うち34歳以下」と、(新規常用求職者態様別内訳)は臨時・季節を除く常用。)

1月の新規求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.0%減と2ヶ月ぶりの減少となった。

新規常用求職者について態様別に前年同月比でみると、在職求職者(13.1%増)は6ヶ月連続の増加となった。

また、離職求職者(8.0%減)は2ヶ月ぶりの減少、無業求職者(9.8%減)は12ヶ月連続の減少となった。

離職求職者の内訳をみると、事業主都合離職者(7.2%減)は2ヶ月ぶりの減少となった。

自己都合離職者(7.3%減)は3ヶ月連続の減少となった。

1月の受給資格決定件数(5.7%減)は3ヶ月連続の減少となった。

また、受給者実人員(6.9%減)は58ヶ月連続の減少となった。

1月の有効求職者数(パートを含む、原数値)は、前年同月に比べ2.7%減と4ヶ月ぶりの減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年						平成30年	
			10月		11月		12月		1月	
新規求職者数	8,355	(7.1)	8,098	(5.6)	6,899	(2.9)	5,994	(5.0)	8,986	(2.0)
44歳以下	4,880	(9.0)	4,673	(2.5)	4,098	(3.8)	3,418	(2.2)	5,055	(5.6)
うち34歳以下	3,056	(10.0)	2,921	(0.2)	2,523	(4.8)	2,093	(1.2)	3,100	(6.8)
45歳以上	3,475	(4.3)	3,425	(10.1)	2,801	(1.6)	2,576	(9.0)	3,931	(3.2)
うち55歳以上	2,003	(3.5)	1,983	(12.0)	1,637	(1.7)	1,513	(16.1)	2,263	(6.1)
雇用保険受給資格決定件数	2,099	(7.5)	2,034	(1.6)	1,625	(8.8)	1,226	(1.4)	1,886	(5.7)
有効求職者数	33,910	(6.1)	33,621	(0.2)	32,133	(0.7)	29,494	(0.2)	30,417	(2.7)
44歳以下	18,210	(7.5)	17,864	(2.1)	17,169	(1.2)	15,620	(1.6)	16,139	(4.3)
うち34歳以下	11,317	(7.8)	11,017	(3.1)	10,560	(1.8)	9,603	(2.8)	9,897	(5.1)
45歳以上	15,700	(4.4)	15,757	(3.0)	14,964	(3.0)	13,874	(2.4)	14,278	(0.8)
うち55歳以上	9,647	(3.4)	9,714	(4.3)	9,316	(4.8)	8,615	(4.0)	8,726	(0.2)
雇用保険受給者実人員	6,632	(9.7)	6,732	(2.0)	6,167	(5.6)	5,719	(7.9)	5,607	(6.9)

(新規常用求職者態様別内訳)

() 内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年						平成30年	
			10月		11月		12月		1月	
新規常用求職者	8,270	(7.2)	8,070	(5.9)	6,860	(2.6)	5,961	(5.4)	8,950	(1.6)
在職求職者	2,237	(4.7)	2,286	(19.2)	2,122	(6.0)	2,076	(21.4)	3,187	(13.2)
離職求職者	5,040	(7.8)	4,894	(2.7)	3,917	(6.8)	3,282	(0.2)	4,860	(8.0)
うち事業主都合	1,129	(17.0)	956	(0.8)	733	(8.9)	733	(1.1)	1,011	(7.2)
うち自己都合	3,653	(4.6)	3,688	(3.0)	2,986	(6.8)	2,385	(0.3)	3,636	(7.3)
無業求職者	993	(9.6)	890	(5.0)	821	(2.1)	603	(10.4)	903	(9.8)

4. 就職の動き(パートを含む。但し、「うち34歳以下」は臨時・季節を除く常用。)

1月の就職件数(パートを含む)は、前年同月に比べ6.7%減と6ヶ月連続の減少となった。

() 内前年同月比(%)

	平成28年度 (月平均)		平成29年						平成30年度	
			10月		11月		12月		1月	
就職件数	3,537	(2.6)	3,479	(3.2)	3,124	(1.5)	2,664	(0.7)	2,727	(6.7)
44歳以下	2,124	(5.3)	2,046	(5.0)	1,825	(3.2)	1,575	(2.7)	1,584	(8.0)
うち34歳以下	1,181	(6.5)	1,156	(5.9)	1,007	(1.4)	810	(9.2)	836	(10.6)
45歳以上	1,413	(1.7)	1,433	(0.6)	1,299	(0.9)	1,089	(2.3)	1,143	(5.0)
うち55歳以上	702	(2.8)	698	(0.3)	670	(6.3)	564	(9.1)	597	(4.6)
雇用保険受給者	845	(2.3)	904	(1.3)	838	(3.6)	597	(2.1)	642	(10.8)

5. 完全失業率(全国)

	26年平均	27年平均	28年平均	8月	9月	10月	11月	12月	1月
完全失業率 (%)	3.6	3.4	3.1	2.8	2.8	2.8	2.7	2.7	2.4
完全失業者数 (万人)	236	222	208	189	190	181	178	174	159

完全失業率は季節調整値 * 下線部分は季節調整替え済み

資料出所: 総務省統計局「労働力調査」

6.正社員の職業紹介状況(原数値)

()内前年同月比(求人数、求職者数は%, その他はポイント)

	平成28年度 (月平均)		平成29年						平成30年	
			10月		11月		12月		1月	
正社員新規求人倍率	0.98	(0.20)	1.21	(0.16)	1.33	(0.20)	1.50	(0.22)	1.10	(0.13)
正社員新規求人数	5,361	(14.3)	6,361	(20.2)	5,943	(11.0)	5,940	(21.4)	6,620	(10.6)
全新規求人における構成比	40.3%	(2.0)	41.4%	(2.0)	39.7%	(0.5)	43.7%	(1.7)	42.3%	(2.8)
新規常用フルタイム求職者数	5,461	(8.8)	5,276	(4.4)	4,481	(5.5)	3,971	(4.2)	6,004	(2.2)
全新規求職者における構成比	65.4%	(1.2)	65.2%	(0.7)	65.0%	(1.7)	66.2%	(0.6)	66.8%	(0.2)
正社員有効求人倍率	0.68	(0.14)	0.87	(0.18)	0.90	(0.17)	0.94	(0.17)	0.92	(0.15)
全国	0.89	(0.12)	1.06	(0.14)	1.09	(0.14)	1.15	(0.16)	1.14	(0.15)
正社員有効求人数	14,707	(15.9)	18,019	(22.5)	17,723	(20.7)	17,178	(19.1)	17,630	(15.2)
全有効求人における構成比	40.9%	(1.5)	43.6%	(3.1)	42.6%	(2.2)	42.2%	(1.0)	42.9%	(1.8)
有効常用フルタイム求職者数	21,518	(8.1)	20,767	(2.5)	19,716	(2.3)	18,209	(2.4)	19,085	(4.5)
全求職者における構成比	63.5%	(1.3)	61.8%	(1.7)	61.4%	(1.8)	61.7%	(1.7)	62.7%	(1.2)

常用フルタイム求職者・・・パート及び4カ月未満の臨時を希望する求職者以外の求職者

7.平成29年度 鹿児島労働局 安定所別 有効求人倍率(原数値)

パートタイムを含む 様式3

安定所	4月	5月	6月	7月	8月	9月	10月	11月	12月	1月	2月	3月	年度計
鹿児島地域	有効求職	14,142	14,274	14,045	13,394	13,265	13,527	13,810	13,122	11,663	11,651		132,893
	有効求人	16,493	16,181	16,323	15,886	15,957	16,141	16,930	17,080	16,452	16,463		163,906
	求人倍率	1.17	1.13	1.16	1.19	1.20	1.19	1.23	1.30	1.41	1.41		1.23
北薩地域	有効求職	4,509	4,421	4,298	4,146	4,227	4,240	4,244	4,089	3,885	4,040		42,099
	有効求人	5,446	5,302	5,168	5,209	5,302	5,424	5,544	5,388	5,395	5,502		53,680
	求人倍率	1.21	1.20	1.20	1.26	1.25	1.28	1.31	1.32	1.39	1.36		1.28
川内	有効求職	2,328	2,289	2,192	2,138	2,165	2,121	2,148	2,058	1,952	2,028		21,419
	有効求人	2,611	2,475	2,381	2,414	2,515	2,660	2,774	2,617	2,660	2,709		25,816
	求人倍率	1.12	1.08	1.09	1.13	1.16	1.25	1.29	1.27	1.36	1.34		1.21
出水	有効求職	1,684	1,653	1,638	1,567	1,599	1,662	1,664	1,614	1,536	1,628		16,245
	有効求人	2,163	2,200	2,159	2,169	2,168	2,147	2,137	2,107	2,089	2,123		21,462
	求人倍率	1.28	1.33	1.32	1.38	1.36	1.29	1.28	1.31	1.36	1.30		1.32
宮之城	有効求職	497	479	468	441	463	457	432	417	397	384		4,435
	有効求人	672	627	628	626	619	617	633	664	646	670		6,402
	求人倍率	1.35	1.31	1.34	1.42	1.34	1.35	1.47	1.59	1.63	1.74		1.44
大隅地域	有効求職	4,846	4,786	4,528	4,328	4,347	4,231	4,123	3,975	3,652	4,008		42,824
	有効求人	5,424	5,272	5,135	5,254	5,447	5,604	5,664	5,408	5,216	5,554		53,978
	求人倍率	1.12	1.10	1.13	1.21	1.25	1.32	1.37	1.36	1.43	1.39		1.26
鹿屋	有効求職	3,135	3,068	2,924	2,854	2,862	2,802	2,726	2,656	2,423	2,572		28,022
	有効求人	3,599	3,534	3,428	3,541	3,624	3,778	3,760	3,673	3,459	3,705		36,101
	求人倍率	1.15	1.15	1.17	1.24	1.27	1.35	1.38	1.38	1.43	1.44		1.29
大隅	有効求職	1,711	1,718	1,604	1,474	1,485	1,429	1,397	1,319	1,229	1,436		14,802
	有効求人	1,825	1,738	1,707	1,713	1,823	1,826	1,904	1,735	1,757	1,849		17,877
	求人倍率	1.07	1.01	1.06	1.16	1.23	1.28	1.36	1.32	1.43	1.29		1.21
南薩地域	有効求職	4,369	4,399	4,379	4,094	4,047	4,087	4,153	4,030	3,752	3,886		41,196
	有効求人	4,119	4,338	4,419	4,211	4,303	4,606	4,859	4,894	4,890	4,756		45,395
	求人倍率	0.94	0.99	1.01	1.03	1.06	1.13	1.17	1.21	1.30	1.22		1.10
加世田	有効求職	1,642	1,672	1,658	1,519	1,475	1,480	1,529	1,505	1,418	1,433		15,331
	有効求人	1,483	1,605	1,623	1,498	1,520	1,597	1,704	1,721	1,710	1,751		16,212
	求人倍率	0.90	0.96	0.98	0.99	1.03	1.08	1.11	1.14	1.21	1.22		1.06
伊集院	有効求職	1,624	1,636	1,680	1,596	1,586	1,604	1,614	1,555	1,433	1,506		15,834
	有効求人	1,386	1,469	1,572	1,486	1,462	1,717	1,847	1,922	1,963	1,708		16,532
	求人倍率	0.85	0.90	0.94	0.93	0.92	1.07	1.14	1.24	1.37	1.13		1.04
指宿	有効求職	1,103	1,091	1,041	979	986	1,003	1,010	970	901	947		10,031
	有効求人	1,250	1,264	1,224	1,227	1,321	1,292	1,308	1,251	1,217	1,297		12,651
	求人倍率	1.13	1.16	1.18	1.25	1.34	1.29	1.30	1.29	1.35	1.37		1.26
始良地域	有効求職	5,140	5,207	5,139	4,803	4,727	4,858	5,018	4,783	4,460	4,649		48,784
	有効求人	5,613	5,755	5,778	5,538	5,584	5,792	6,040	6,559	6,342	6,343		59,344
	求人倍率	1.09	1.11	1.12	1.15	1.18	1.19	1.20	1.37	1.42	1.36		1.22
国分	有効求職	4,378	4,446	4,382	4,116	4,064	4,160	4,279	4,078	3,773	3,933		41,609
	有効求人	4,866	5,024	5,046	4,855	4,920	5,104	5,350	5,872	5,643	5,621		52,301
	求人倍率	1.11	1.13	1.15	1.18	1.21	1.23	1.25	1.44	1.50	1.43		1.26
大口	有効求職	762	761	757	687	663	698	739	705	687	716		7,175
	有効求人	747	731	732	683	664	688	690	687	699	722		7,043
	求人倍率	0.98	0.96	0.97	0.99	1.00	0.99	0.93	0.97	1.02	1.01		0.98
熊本地域	有効求職	616	623	750	721	598	590	548	509	509	535		5,999
	有効求人	702	672	676	690	693	715	714	675	714	703		6,954
	求人倍率	1.14	1.08	0.90	0.96	1.16	1.21	1.30	1.33	1.40	1.31		1.16
奄美地域	有効求職	1,981	1,910	1,780	1,706	1,688	1,717	1,725	1,625	1,573	1,648		17,353
	有効求人	1,655	1,571	1,612	1,627	1,640	1,612	1,617	1,607	1,732	1,778		16,451
	求人倍率	0.84	0.82	0.91	0.95	0.97	0.94	0.94	0.99	1.10	1.08		0.95
県計	有効求職	35,603	35,620	34,919	33,192	32,899	33,250	33,621	32,133	29,494	30,417		331,148
	有効求人	39,452	39,091	39,111	38,415	38,926	39,894	41,368	41,611	40,741	41,099		399,708
	求人倍率	1.11	1.10	1.12	1.16	1.18	1.20	1.23	1.29	1.38	1.35		1.21

地域別:安定所の管轄区分

鹿児島地域・・・鹿児島

北薩地域・・・川内、出水、宮之城

大隅地域・・・鹿屋、大隅

南薩地域・・・加世田、伊集院、指宿

始良地域・・・国分、大口

熊本地域・・・熊本

奄美地域・・・名瀬

(参考) 1~4及び7については昭和38年4月より、5については昭和28年1月より、6については鹿児島局は平成19年1月より統計開始

鹿児島労働局「精神障害者雇用促進キャンペーン」概要

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことが当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から

- ・ 障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わります。
 - ・ 法定雇用率が民間企業(2.0%→2.2%)、国・地方公共団体等(2.3%→2.5%)に引き上げられます。
 - ・ 法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります。
- このため、改正法施行前の平成30年2月・3月を「精神障害者雇用促進キャンペーン」期間と定め、より一層の周知啓発に取り組むこととしています。

※本取組は厚生労働省として全国的に実施するものです。また、当局では鹿児島県との雇用対策協定に基づき、県と連携して取組みます。

①労働局における取組

【キャンペーンでの主な取組】

○ 経済団体訪問による要請

- ・ 局長等労働局幹部及び県商工労働水産部長等県幹部による経済団体あて要請
(説明内容)

- ・ 障害者の積極的な雇用、法定雇用率の引き上げ、精神障害者の雇用事例、各種支援策等

○ 労働局長による事業所訪問

- ・ 労働局長が精神障害者を積極的に雇用している事業所を訪問し、取組内容やノウハウを確認する等、意見交換を実施

○ 地方公共団体等への文書での要請

- ・ 労働局長名による各首長等あて要請

○ 労働局ホームページでの周知広報

- ・ 事例紹介や周知用リーフレットの掲載

②ハローワークにおける取組

【キャンペーンでの主な取組】

○ 経済団体訪問による要請

- ・ 所長等安定所幹部による管内の主要な経済団体あて要請
(説明内容)
- ・ 障害者の積極的な雇用、法定雇用率の引き上げ、精神障害者の雇用事例、各種支援策等

○ 事業主への周知

事業主と接触するあらゆる機会を捉えて、精神障害者の雇用を積極的に検討するよう要請

- ・ 障害者雇用率達成指導等の事業所訪問時
- ・ 事業主が来所する窓口(求人受理時)での周知
- ・ 各種事業主向けセミナーでの周知
- ・ 安定所内での周知用リーフレットの掲示等

平成30年4月1日から

障害者雇用義務の対象に精神障害者が加わります

「障害者が地域の一員として共に暮らし、共に働く」ことを当たり前にするため、すべての事業主には、法定雇用率以上の割合で障害者を雇用する義務があります。

平成30年4月1日から、障害者雇用義務の対象として、これまでの身体障害者、知的障害者に精神障害者が加わり、あわせて法定雇用率も変わります。

障害者の雇用により、以下のことが期待されます ※2頁目の事例もご参照ください。

共生社会の実現

・ 障害に関係なく、意欲や能力に応じて、誰もが職業を通して社会参加できる「共生社会」の実現につながります。

労働力の確保

・ 障害者の「できること」に目を向け、活躍の場を提供することで、企業にとっても貴重な労働力の確保につながります。

生産性の向上

・ 障害者がその能力を発揮できるよう職場環境を改善することで、他の従業員にとっても安全で働きやすい職場環境が整えられます。

法定雇用率が、平成30年4月1日から以下のように変わります

事業主区分	法定雇用率	
	現 行	平成30年4月1日以降
民間企業	2.0% ⇒	2.2%
国、地方公共団体等	2.3% ⇒	2.5%
都道府県等の教育委員会	2.2% ⇒	2.4%

※ 今回の変更に伴い、障害者雇用義務の民間企業の範囲が、従業員50人以上から45.5人以上に変わります。

あわせて、精神障害者である短時間労働者の算定方法が変わります

精神障害者の職場定着を促進するため、法定雇用率制度や障害者雇用納付金制度において、精神障害者である短時間労働者（※）に関する算定方法を、以下のように見直します。

精神障害者である短時間労働者であって、
雇入れから3年以内の方 又は
精神障害者保健福祉手帳取得から3年以内の方
かつ、
平成35年3月31日までに、雇い入れられ、かつ、
精神障害者保健福祉手帳を取得した方

雇用率算定方法

〔対象者
1人につき〕 **0.5 → 1**

※左記の条件を満たしていても対象にならない場合もあります。詳細は、ハローワークにお尋ねください。

※ 1週間の所定労働時間が20時間以上30時間未満である方です。



▶ 精神障害者が企業で活躍している事例

事例 1

障害のある方ができない仕事はないと思っています。

＜精神障害者が従事している業務：事務＞
グループ会社の事務代行・契約書管理・印刷関係など



企業の担当者の声

採用当初は職域確保に苦労しましたが、1部門ずつ研修、説明、部門に即した業務の例示を繰り返し行った結果、障害のある方に適した業務を確保しました。

当社には多くの仕事がありますが、障害のある方ができない仕事はないと思っています。会社の工夫と本人のモチベーション次第で様々なことが実現でき、双方にメリットがあります。今では、障害のある方のためだけに新たな仕事を創る必要はないと感じています。

事例 2

障害者雇用は、
自分たちの仕事を見直すことができる良い刺激です。

＜精神障害者が従事している業務：接客＞
喫茶店のホール・厨房・レジ業務



企業の担当者の声

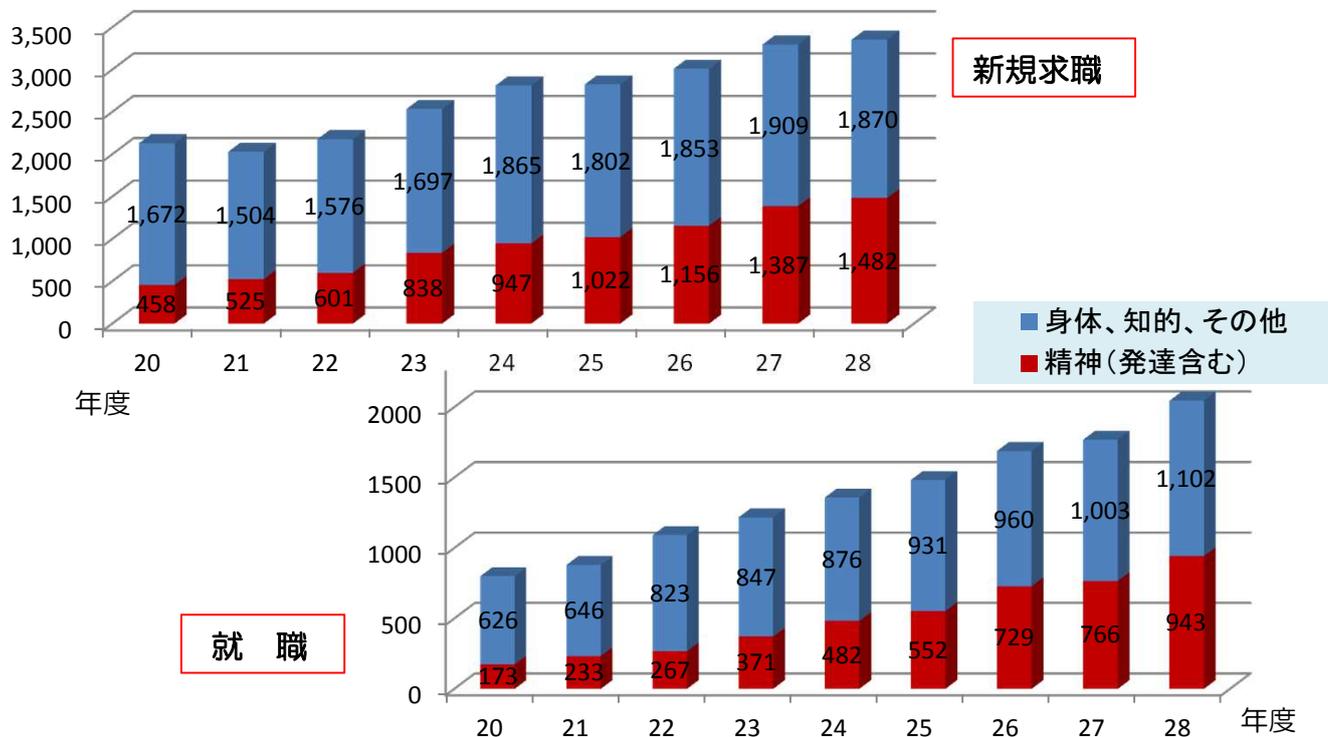
障害者雇用については、自分達の仕事を見直すことができる良い刺激になると考えています。朝の挨拶で社員それぞれの調子分かるのですが、例えば、自分の思いをあまり言葉にしない社員に対しては、様子を見て声をかけるなどの対応をしています。日常的に何でも話してもらうことが重要だと考えているので、社員同士で話し合ってもらうこともあります。

▶ 各種支援策があります！ お近くのハローワークにお問合わせください

雇用する時	<ul style="list-style-type: none">● トライアル雇用助成金 ハローワーク等の紹介により、一定期間試用雇用を行う事業主に対して助成金が支給されます。精神障害者の場合は、平成30年4月から試用雇用開始から3か月間は月額最大8万円、4か月目から6か月目までは月額最大4万円に拡充予定です。（現行は3か月間、月額最大4万円）● 特定求職者雇用開発助成金 ハローワーク等の紹介により、継続して雇用する労働者として雇い入れた事業主に対して助成金が支給されます。例えば、中小企業には240万円（助成期間3年）が支給されます。
定着に向けて	<ul style="list-style-type: none">● ジョブコーチの派遣 事業主に対して、働く障害者本人が力を発揮しやすい作業の提案や、障害特性を踏まえた仕事の教え方などのアドバイスをを行い、障害者の職場適応に向けた支援を行います。● 精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の開催 企業の従業員が、精神障害についての基礎知識や、一緒に働くために必要な配慮などを1時間程度で学ぶことができます。ハローワークから講師が事業所に出向く出前講座もあります。

▶ 精神障害者の就職は年々増加しています

精神障害者の就職件数は右肩あがりとなっており、今や、身体障害者、知的障害者よりも就職件数は多くなっています。(県内ハローワーク統計資料より)



▶ 職場の中で、精神障害、発達障害のある方々を温かく見守り、支援する応援者である精神・発達障害者しごとサポーターを養成しませんか？

精神・発達障害者しごとサポーター養成講座の概要

- ◆内容：「精神疾患（発達障害を含む）の種類」、「精神・発達障害の（予定）特性」、「共に働く上でのポイント（コミュニケーション方法）」等について
- ◆メリット：精神・発達障害についての基礎知識や一緒に働くために必要な配慮などを短時間で学ぶことができます。
- ◆講座時間：90～120分程度（講義75分、質疑応答15～45分程度）を予定
- ◆受講対象：**企業に雇用されている方であれば、どなたでも受講可能です。**



- ※ 今現在、障害のある方と一緒に働いているかどうか等は問いません。
- ※ 講座の開催日程は、都道府県労働局職業安定部職業対策課にお問い合わせください。
- ※ 受講された方には、「精神・発達障害者しごとサポーターグッズ」を進呈予定です（数に限りがあります）。

事業所への出前講座もあります

ハローワークから講師が事業所に出向きます。また、**精神・発達障害者の雇用でお困りのことがあれば、精神保健福祉士や臨床心理士の有資格者などに相談できます。**

しごとサポーターポータルサイトを開設しました。受講者の声をはじめ、幅広い情報をご覧いただけます。

しごとサポーター

検索



▶ 参考資料 まずは精神障害者等の雇用について知りたい方へ



精神障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



精神障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。



発達障害者雇用に関するノウハウなどをコミック形式でまとめています。



発達障害者雇用に取り組んだ事例を動画にまとめています。

▶ 連絡先一覧

障害者雇用についてお問い合わせの際は、事業所のお近くのハローワークにご連絡ください。

	ハローワーク名	電話番号	郵便番号	住 所
1	鹿 児 島	(099) 250-6060	〒890-8555	鹿児島市下荒田1丁目43-28
2	熊 毛 (出)	(0997) 22-1318	〒891-3101	西之表市西之表16314-6
3	川 内	(0996) 22-8609	〒895-0063	薩摩川内市若葉町4-24 川内地方合同庁舎1階
4	宮 之 城 (出)	(0996) 53-0153	〒895-1803	薩摩郡さつま町宮之城屋地2035-3
5	鹿 屋	(0994) 42-4135	〒893-0007	鹿屋市北田町3-3-11 鹿屋市産業支援センター1階
6	国 分	(0995) 45-5311	〒899-4332	霧島市国分中央1丁目4-35
7	大 口 (出)	(0995) 22-8609	〒895-2511	伊佐市大口里768-1
8	加 世 田	(0993) 53-5111	〒897-0031	南さつま市加世田東本町35-11
9	伊 集 院	(099) 273-3161	〒899-2521	日置市伊集院町大田825-3
10	大 隅	(099) 482-1265	〒899-8102	曾於市大隅町岩川5575-1
11	出 水	(0996) 62-0685	〒899-0201	出水市緑町37-5
12	名 瀬	(0997) 52-4611	〒894-0036	奄美市名瀬長浜町1-1
13	徳 之 島 (分)	(0997) 82-1438	〒891-7101	大島郡徳之島町亀津553-1
14	指 宿	(0993) 22-4135	〒891-0404	指宿市東方9489-11

労働局担当課	電話番号	郵便番号	住 所
鹿児島労働局職業対策課	(099)219-8712	〒892-0847	鹿児島市西千石町1-1 鹿児島西千石第一生命ビル

ユースエール認定式の概要

青少年の雇用の促進等に関する法律（若者雇用促進法）に基づき、若者の採用・育成に積極的で雇用管理の状況が優良な中小企業として、平成 29 年度下半期に新たに 5 社を「ユースエール認定企業」に認定したことに伴い、「ユースエール認定式」を開催するもの。

【日時】平成 30 年 3 月 14 日（水）10：00～

【場所】鹿児島合同庁舎 3 階 第 2 会議室
鹿児島市山下町 13 番 21 号

【認定企業】

認定順	認定日	企業名	事業内容
第 7 号	H29. 11. 15	社会福祉法人 クオラ	老人福祉・介護事業
第 8 号	H29. 12. 7	社会福祉法人 くすの木会	老人福祉・介護事業
第 9 号	H29. 12. 26	医療法人 松柏会	病院
第 10 号	H29. 12. 27	社会福祉法人 近陵会	老人福祉・介護事業
第 11 号	H30. 2. 15	社会福祉法人 愛生会	障害者福祉事業

【交付する者】鹿児島労働局長

【出席者】各企業の代表者

【内容】

1. 認定通知書の交付 10:00～10:20
2. 鹿児島労働局長あいさつ 10:20～10:25
3. 認定企業との意見交換（議題未定） 10:25～10:55

● 平成 29 年度メンタルヘルス自主点検結果について

- 自主点検の実施時期：平成 29 年 9 月～10 月
- 有効回答事業場数：338 事業場
- メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場(ストレスチェックを含む)の割合：68.3%
(規模別 労働者数 50 人以上：96.5% 労働者数 50 人未満：54.0%)

鹿児島労働局では、県内の事業場に対して、メンタルヘルス対策の取組状況について、自主点検の実施を依頼し、取りまとめを行ったところ、メンタルヘルスケア(ストレスチェックを含む)に取り組んでいる事業場の割合は、全体で 68.3%でした。事業場の規模別で見ると、取組状況に格差が見られ、労働者数 50 人以上の事業場では 96.5%、50 人未満の事業場では 54.0%に止まっています。

調査結果を踏まえ、引き続き、関係団体と緊密に連携を図り、小規模事業場を中心にメンタルヘルス対策の取組促進に努めてまいります。

(労働基準部健康安全課)

資料 1 平成 29 年度メンタルヘルス自主点検結果について

資料 2 4 つのケアとは

資料 3 ストレスチェックを実施しましょう

平成 29 年度メンタルヘルス自主点検結果について

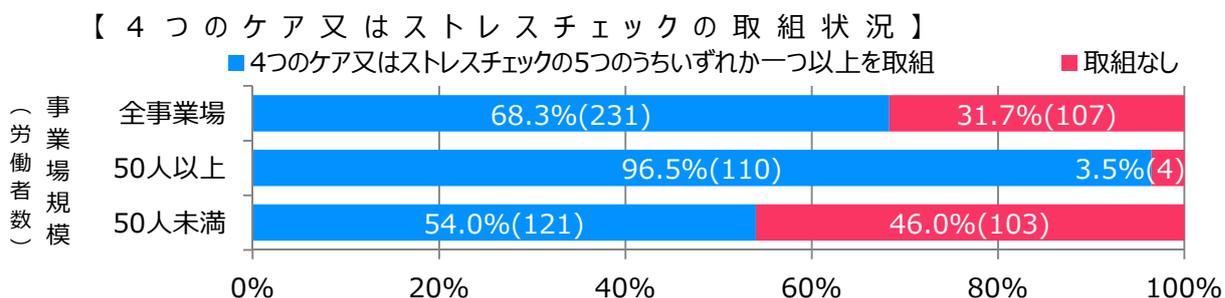
～鹿児島県内の事業場における「メンタルヘルスケアに取り組んでいる事業場（ストレスチェックを含む）」の割合が 2 極化傾向

鹿児島県内の事業場におけるメンタルヘルス対策の取組を促進するため、9 月に開催した「労働衛生週間説明会」の出席事業場に「メンタルヘルス対策に係る自主点検票」を配布し、10 月までに回答があった 338 事業場における「メンタルヘルス対策に係る自主点検」の結果を取りまとめました。

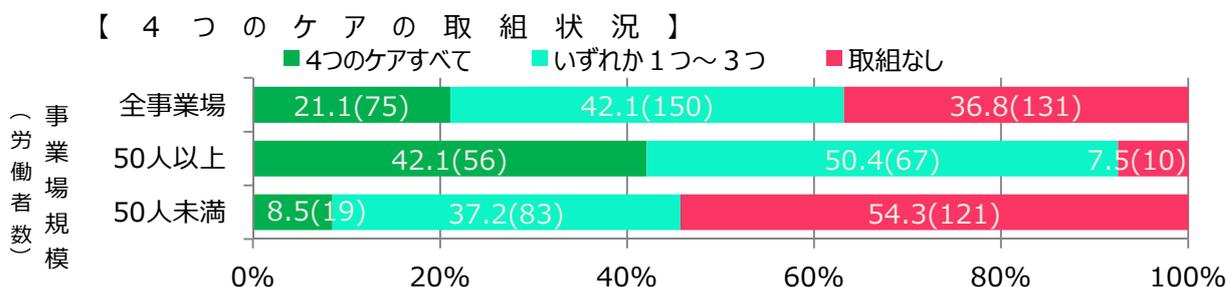
結果は、「4つのケア」（セルフケア、ラインによるケア、事業場内産業保健スタッフ等によるケア、事業場外資源によるケア）又はストレスチェックの 5 つのうち、いずれか 1 つ以上取組んでいる事業場の割合が、労働者数 50 人以上の事業場においては、96.5%であり、ストレスチェックの普及に伴い取組を実施する事業場の割合が高いのに対し、他方、50 人未満の事業場は 54.0%に止まっており、依然として小規模事業場において取組の普及が遅れており、2 極化傾向が認められます。

鹿児島労働局では、この結果を踏まえ、小規模事業場における労働者に対するメンタルヘルス対策の取組促進が重要であると考えられることから、平成 30 年度を初年度とする第 13 次労働災害防止 5 か年計画の全国目標である「メンタルヘルス対策に取り組んでいる事業場の割合 80%以上」の達成に向け、鹿児島産業保健総合支援センターを始めとする関係機関と連携して、小規模事業場に対する個別指導や集団指導、各種説明会等に重点的に取組み、各事業場に対し、「4つのケア」、ストレスチェック及びストレスチェック結果の集団分析の実施の取組について理解を求める等、メンタルヘルス対策の一層の取組促進を図っていきます。

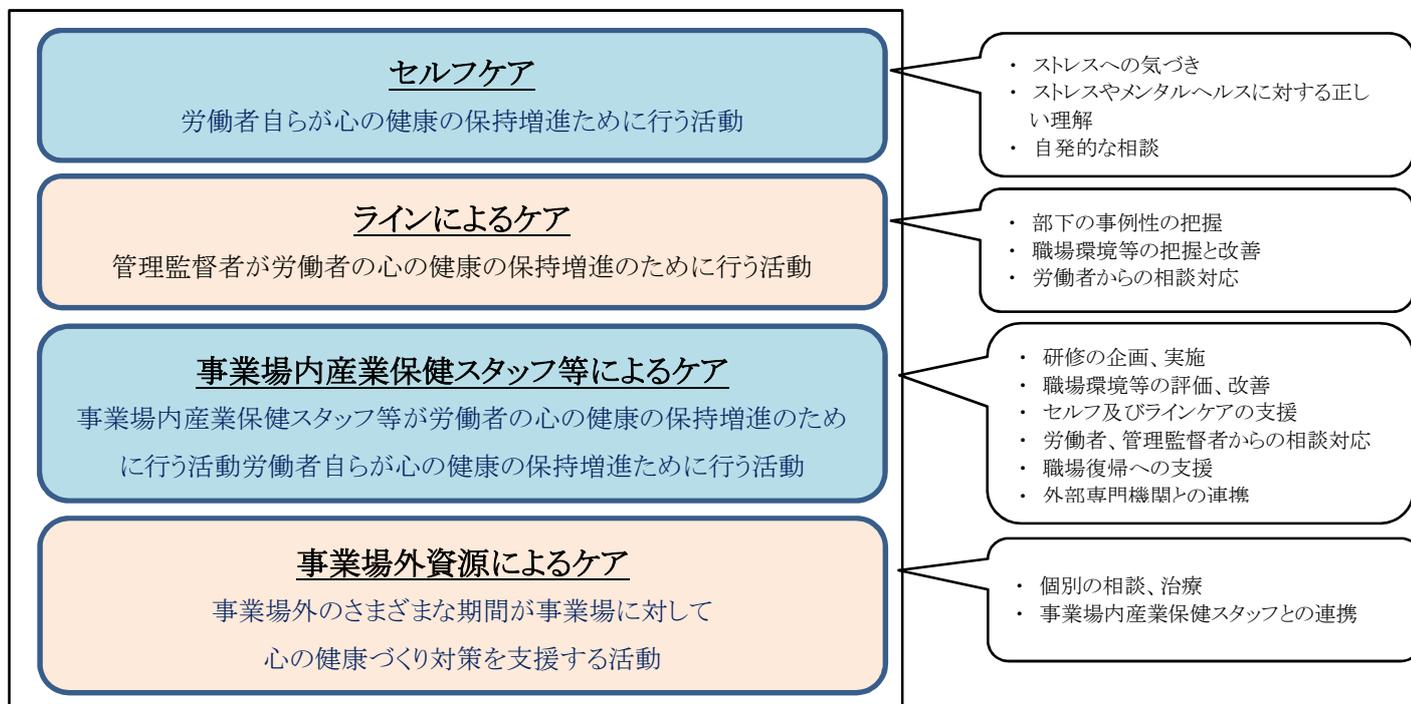
※平成 29 年度のメンタルヘルス自主点検集計結果



※参考 (平成 28 年度の集計結果)



4つのケアとは



【労働者の心の健康の保持増進のための指針】

〔 平成 18 年 3 月 31 日 健康保持増進のための指針公示第 3 号 〕
 〔 改正 平成 27 年 11 月 30 日 健康保持増進のための指針公示第 6 号 〕

指針では、事業場は、事業場におけるメンタルヘルスケアを積極的に推進するため、衛生委員会等において十分調査審議を行い、「心の健康づくり計画」を策定するとともに、その実施に当たっては、関係者に対する教育研修・情報提供を行い、「4つのケア」（セルフケア・ラインによるケア・事業場内産業保健スタッフ等によるケア・事業場外資源によるケア）を効果的に推進することとされている。

ストレスチェックを実施しましょう

労働安全衛生法の改正により、**労働者数50人以上の事業場**において、**年1回のストレスチェック**が義務づけられています。（平成27年12月から適用）

ストレスチェック制度の実施手順

ストレスチェック制度の目的は、

- ・労働者自身のストレスへの気づきを促すこと
- ・集団分析等を、ストレスの原因となる職場環境の改善につなげること

などにより、労働者のメンタルヘルス不調を「未然防止」することです。



ストレスチェックおよび面接指導の実施状況の報告
※義務

労働基準監督署に実施結果報告書を提出

※提出時期は、各事業場の事業年度の終了後など、事業場ごとに設定して差し支えありません。

衛生委員会の開催（実施方法など社内ルールの策定）

ストレスチェック（年1回）の実施

本人に結果を通知

医師の面接指導の実施

医師から意見聴取

就業上の措置の実施

集団分析

（※努力義務）

個人の結果を一定規模のまとまりの集団ごとに集計・分析

職場環境の改善

「うつ」などの、メンタルヘルス不調を未然防止 !!

《ストレスチェック実施までのポイント》

- ☑ 「メンタルヘルス不調の未然防止のためにストレスチェックを実施する」旨の**基本方針**を、まず事業場内に明示しましょう。
- ☑ **衛生委員会**で、ストレスチェックの実施方法について話し合しましょう。
- ☑ **社内規程**として明文化して、全ての労働者にその内容を知らせましょう。

実施に向けた検討事項

右のような項目について、話し合しましょう。

- ① ストレスチェックは誰に実施させるか
- ② ストレスチェックはいつ実施するか
- ③ どんな質問票を使ってストレスチェックを実施するか
- ④ どんな方法でストレスの高い人を選ぶか
- ⑤ 面接指導の申出は誰にすれば良いか
- ⑥ 面接指導は産業医又はどの医師に依頼して実施するか
- ⑦ 集団分析はどんな方法で行うか
- ⑧ ストレスチェックの結果は誰が・どこに保存するのか 等



「ストレスチェックって、どのように実施すればいいの？」とお悩みの方へ

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム

をご活用いただくことで、簡単・便利に実施することができます。

厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム（無料ツール）とは？

- ストレスチェックの受検、結果出力、結果管理までを一括で実施できるプログラムです。厚生労働省ホームページから無料でダウンロードいただけます。

➡ <http://stresscheck.mhlw.go.jp/>

厚生労働省版ストレスチェック

検索



「厚生労働省版ストレスチェック実施プログラム」
ダウンロードサイト



- 本プログラムの利用に関する詳細やご不明点などは、専用のコールセンター（フリーダイヤル）にお問い合わせください。

【電話番号】 0120-65-3167（フリーダイヤル）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

▼ 他にも、事業者の皆さまにご利用いただける相談窓口があります。

ストレスチェック制度サポートダイヤル

- ストレスチェックに関わる方（産業医、保健師、事業者、衛生管理者、など）からの、ストレスチェック制度に関するお問い合わせ（事業場における実施方法、実施体制など）に、専門家がお答えします。

【電話番号】 0570-03-1050（通話料がかかります）

【受付日時】 10:00～17:00（土・日、祝日、12月29日～1月3日を除く）

働く人のメンタルヘルス・ポータルサイト「こころの耳」

- ストレスチェック制度をはじめとする、メンタルヘルス対策全般の情報を掲載しています。

➡ <https://kokoro.mhlw.go.jp/>

こころの耳 検索

国家公務員採用一般職試験及び労働基準監督官試験の受験勧奨について

1 受験申し込者数を増やす取組

(1) 学生向けの取組

① 大学

ア) 鹿児島大学

- ・ 大学就職支援室への受験勧奨及び労働局・労働基準監督官の業務関係資料の配置を依頼（平成 30 年 2 月 14 日）。
- ・ 労働局から職員を派遣して、法文学部 3 年生（38 人）を対象とした労働法に関する講義を行い、併せて労働基準監督官の業務内容や試験制度について説明（平成 29 年 6 月 28 日、90 分）。
- ・ 大学生協主催の「公務員試験受験講座」において、労働局職員から労働局・労働基準監督官の業務内容や試験制度について説明（平成 29 年 9 月 29 日、2～3 年生 25 人、60 分）。
- ・ 大学就職支援室主催の「公務員希望者ガイダンス」において、労働局職員からの労働局・労働基準監督官の業務内容や試験制度等について説明（平成 29 年 10 月 4 日、90 人、30 分）。
- ・ 大学就職支援室主催の「仕事セミナー」において、労働基準行政に興味のある 3 年生 5 人（事前募集）に対して、労働局職員からの労働基準行政の使命や業務内容について説明（平成 29 年 11 月 15 日、65 分）。参考として試験制度も資料を配付。
- ・ 大学就職支援室主催の平成 31 年 3 月卒業予定者を対象とした学内合同企業セミナー（ブース形式）において、労働局・労働基準監督官の業務内容や試験制度等について説明を行い、学生からの相談を受ける予定（平成 30 年 3 月 4 日（日））。
- ・ 平成 30 年度実施予定の「公務員としてのキャリア」をテーマにした講義に、労働局からも職員を派遣して、「公務員を目指した理由」、「業務経験・内容」及び「仕事のやりがい」等について発表を行う予定。

イ) 鹿児島国際大学

- ・ 学生総合支援センターへの受験勧奨及び労働局・労働基準監督官の業務関係資料の配置を依頼（平成 30 年 2 月 14 日）。
- ・ 平成 30 年度において、労働局職員からの労働局・労働基準監督官の業務内容や試験制度等について説明予定。

ウ) 志学館大学

- ・ 進路支援課への受験勧奨及び労働局・労働基準監督官の業務関係

資料の配置を依頼（平成 30 年 2 月 14 日）。

- ・ 平成 30 年度の大学が実施する企業説明会等において、労働局職員からの労働局・労働基準監督官の業務内容や試験制度等について説明予定。

エ) 第一工業大学（私立理系）

- ・ 就職支援担当課への受験勧奨及び労働局・労働基準監督官の業務関係資料の配置を依頼（平成 29 年 8 月 8 日）。

② 専門学校

ア) 東京アカデミー鹿児島学校

- ・ 就職支援担当課への受験勧奨及び労働局・労働基準監督官の業務関係資料の配置。
- ・ 労働局職員を派遣し、労働基準監督官試験及び国家一般職（大卒程度）試験の受験予定者に対して、労働局・労働基準監督官の業務内容について説明（平成 30 年 1 月 24 日、74 名、60 分）。

イ) その他の専門学校

- ・ 就職支援担当課への受験勧奨及び労働局・労働基準監督官の業務関係資料の配置を依頼。

③ インターンシップの実施については現在検討中。

(2) 保護者向けの取組

① 県主催の「子どもの県内就職を考える」保護者のための県内企業説明会（ブース形式）

98 社の企業が参加し、約 300 名の学生の親等が来場。労働局関係では延べ 27 名の保護者が来場し、業務内容などを説明（平成 29 年 7 月 6 日）。

平成30年度労働基準監督官採用試験の実施について

平成30年度労働基準監督官試験採用試験が次の通り実施されます。

- 受験資格**
- 1 昭和63年4月2日～平成9年4月1日生まれの者
 - 2 平成9年4月2日以降生まれの者で次に掲げるもの
 - (1) 大学を卒業した者及び平成31年3月までに大学を卒業する見込みの者
 - (2) 人事院が(1)に掲げる者と同等の資格があると認める者

試験の程度 大学卒業程度

試験の区分及び採用予定数

労働基準監督A (法文系) 約210名
労働基準監督B (理工系) 約70名

インターネット受付期間

平成30年3月30日(金) 9:00～4月11日(水) 受信有効
インターネット申込専用アドレス
【<http://www.jinji-shiken.go.jp/juken.html>】
インターネット申込みをご利用ください。

インターネット申込みができない場合は、鹿児島労働局総務部総務課人事係及び県下労働基準監督署において、受験申込書及び受験案内を配付します。郵送又は持参の受付期間は、平成30年3月30日(金)～4月2日(月)です。(郵送の場合は4月2日(月)までの通信日付印有効。持参の場合は4月2日(月)午後5時までとなります。郵送又は持参の受付期間が短いので注意してください。)

試験日

第1次試験日 平成30年6月10日(日)
第2次試験日 平成30年7月11日(水)～7月13日(金)
第1次試験合格通知書で指定する日時

第1次試験合格者発表日 平成30年7月3日(火) 午前9時

最終合格者発表日 平成30年8月21日(火) 午前9時

申込先(郵送又は持参)

第1次試験地が鹿児島市の場合は、
鹿児島労働局 総務部総務課 人事係
(〒892-8535 鹿児島市山下町13-21)
※ 第1次試験地が鹿児島市以外の場合は、希望する第1次試験地の労働局へ提出して下さい。

問合せ先 鹿児島労働局総務部総務課人事係 (電話 099-223-8275)